

経営事項審査の審査基準改正に伴う令和 7・8 年度一般競争 (指名競争) 参加資格 (建設工事) の再認定について

経営事項審査の審査基準が令和 8 年 7 月 1 日に改正されることに伴い、希望者に対し令和 7・8 年度一般競争 (指名競争) 参加資格 (建設工事) の再認定を以下の取扱いにより実施します。

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和 7・8 年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による一般競争 (指名競争) 参加資格 (建設工事) の再認定を希望する者。

※経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

2. 再認定のスケジュール

受付期間：令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 12 月 21 日

資格発効日は、適正な申請書を受理した日の翌々月 1 日です。

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

厚生労働省ホームページに掲載している「令和 7・8 年度一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書提出要領 (建設工事)」により定められた各申請書、添付書類 (※注) 及び元の資格に係る変更届 (様式 6、変更事項に「再認定の申請に係る資格の取下げ」と記載する。) を提出してください。

(※注) 添付書類のうち、総合評定通知書の写しについては、改正後の審査基準によるものに限ります。

(厚生労働省ホームページ：建設工事(令和7・8年度))
<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/yousiki/ken23.html>

4. その他再認定の申請に関する留意事項

- 再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請にあたっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。
- 一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種を一括で行う必要があります。一部工種のみを選択して行うことはできません。
- 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき認定部局又は工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき再認定を申請していただきます。
- 工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

5. 申請方法及び申請場所

申請については、最寄りの受付部局へ郵送または持参にて提出してください。
(厚生労働省ホームページ：受付部局一覧)

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/hyo.html>